

答 申 書

第1 審査会の結論

広陵町長が、令和7年6月3日付け広社福第313号で行った介護給付費等返還処分に係る審査請求（介護給付費等返還命令審査請求事件（令和7年度審査請求第2号））について、当該返還処分を取り消すべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

令和7年6月3日付けで広陵町長が行った介護給付費等返還処分の取消しを求める。理由は、次のとおりである。

- (1) 目標工賃達成指導員については「常勤」の職員であることは求められているものの、「常駐」までは要求されていない。目標工賃達成指導員の配置にかかるルールは、曖昧であり、奈良県による解釈が一義的に正当と判断できるようなものでない。
- (2) 40%の加算金まで納付させられるような事実がない。
- (3) 本件処分について、結論のみが記載されているだけで、理由が附記されていない。

2 処分庁の主張の要旨

本件審査請求は棄却されるべきである。理由は、次のとおりである。

- (1) 目標工賃達成指導員配置加算については、常勤の目標工賃達成指導員を一人以上配置することにより加算されるものであるところ、奈良県の監査結果によると、「目標工賃達成指導員を適切に配置していないにもかかわらず、訓練給付費を請求し受領したことが確認された」とされている。奈良県による関係調書から目標工賃達成指導員である[]氏（以下「[]氏」という。）は就労継続支援B型事業所[]（以下「[]」という。）には開設当初から一度も出勤していないと認定されており、また、本件審査請求の記載から[]の常勤職員が不在である（常駐していなかった）ことを審査請求人自らが認めている。
- (2) 40%の加算金の納付は、奈良県の監査結果に基づき訓練給付費の不正請求が確認されたことに伴う当該介護給付費の返還に付随する処分として、障害者総合支援法第8条第2項に基づく加算金を付して返還を求めたことによるものである。
- (3) 理由の記載及び本件処分に関して不服がある場合の手続に関する教示

の記載等、一部の記載が不足していたことは事実である。しかし、その事実のみをもって本件処分自体の取消しを求める審査請求人の主張は認められないものである。

第3 審理員の意見書の要旨

1 意見

本件審査請求を棄却するのが相当である。

2 理由

- (1) 目標工賃達成指導員配置加算については、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で一人以上配置することにより加算されるものであるところ、奈良県の監査結果によると、「目標工賃達成指導員を適切に配置していないにもかかわらず、訓練給付費を請求し受領したことが確認された。」とされている。奈良県の監査による意見陳述する機会があった上で、関係調書から■■■■氏は■■■■には開設当初から一度も出勤していないこと、工賃向上計画を作成し計画に掲げた目標を達成に向けて積極的に取り組まなければならないところ■■■■氏は自ら計画を作成していないことを認めていることから、目標工賃達成指導員の役割を果たしているとはいえず、本件処分に違法又は不当な点は認められない。
- (2) 本件処分における40%の加算金について、■■■■氏は工賃向上計画を作成し計画に掲げた目標の達成に向けて積極的に取り組まなければならないがその役割を果たしていないこと及び■■■■氏は■■■■へ一度も行ったことがないことを自らが認めているが■■■■に出勤したように装った出勤簿を作成していることから、障害者総合支援法第8条第2項の「偽りその他不正の行為により（中略）その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。」に規定される「偽りその他不正の行為により」に該当するため、違法ではないといえる。
- (3) 理由の附記については、処分庁の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立の便宜を与える趣旨であると解するべきである。そうすれば、本件処分においても返還の根拠となる法令、返還の具体的理由、40%の加算金の理由及び返還命令書に関して不服がある場合の手続に関する教示文（以下「返還根拠等」という。）は記載すべきであったと考えられるが、返還命令書の「4 返還理由」には、「当該事業者が実施した障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス（介護給付費等における

目標工賃達成指導員配置加算)において不正請求が判明し、奈良県から通知があったため。」と記載されており、奈良県が実施した監査において■氏が当該事業所へ一度も出勤していないこと等を自らが認めていることから、目標工賃達成指導員配置加算における訓練給付費の不正請求に基づく返還が生じたことを容易に了知し得ること、当該加算は客観的に当該指導員を配置せずとも加算されるものではないことは明らかである。

3 本件審査請求について

以上の点を総合的に考慮し、本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。なお、理由の附記等については、上記趣旨及び処分庁も弁明書において記載の不足自体を認めていることからすれば、処分庁において、別途、返還根拠等の提示を検討すべきではないかと考える。

第4 調査審議の経過

令和7年12月12日 諮問の受付 審理員意見書及び事件記録の收受
令和8年 1月28日 令和7年度第2回広陵町行政不服審査会
令和8年 3月31日 令和7年度第3回広陵町行政不服審査会

第5 審査会の判断の理由

本件処分は、審査請求人が令和2年5月から令和6年9月までの間、■に係る目標工賃達成指導員配置加算訓練給付費を算定した上で訓練給付費を請求し受領した介護給付費等において、処分庁が令和7年6月3日付け広社福第313号の返還命令書により審査請求人に返還を命じたものである。当該返還命令書における返還の理由については、不正請求が判明し、奈良県から通知があった旨のみが記載されていた。

理由の附記については、処分庁の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立の便宜を与える趣旨であると解するべきであり、請求人が主張するように、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用して処分がなされたかを、その記載自体から名あて人の知りうるどころとならねばならず、名あて人がたまたま理由を知り得たかどうかは、理由の附記にあたって考慮してはならないものと解される。そうすれば、根拠となる法令の条項及び不利益処分の原因となる事実の記載はされていなかった当該返還命令書においては、理由の附記については不備があったといわざるをえない。

この点につき、処分庁において、令和7年12月22日付け広社福第1335号をもって返還命令書の訂正等に係る通知を発出し、自ら返還理由の説明に努めていることが窺えるが、不利益処分において処分庁に理由の附記を義務づける上記趣旨に鑑みれば、当該通知以前の審査手続において不服申し立てを行うか否かの判断を誤り、また行ったとしても十分な不服申立て理由を主張することができず、適切な救済手段を失うという被処分者の不利益は免れず、当該通知によって理由の附記に係る不備が治癒されていると認定することはできない。

したがって、本件処分に係る理由の記載不備をもって、本件処分の取消事由となることは明らかであり、本件処分に係る返還の前提となる事実関係及び40%の加算金の適正性など審査請求人のその余の主張について判断するまでもなく、本件処分は取り消すべきであると判断する。

広陵町行政不服審査会

会長	馬 場 智 巖	弁護士
委員	奥 正 嗣	大阪国際大学名誉教授
委員	安 井 義 和	畿央大学名誉教授
委員	井 上 直 治	弁護士